

貧困の現実を どこにでも伺いお話しします お寺から生協まで



僧侶 30 人を前に

相談会2日目の9月9日、本願寺広島別院安芸門徒会館でおこなわれた、安芸教区の研修会で、広島の貧困問題の現状や当法人の活動内容につき講演をしてきました。

広島県内各地から僧侶の方およそ30人が参加されました。昨年9月に備後教区の研修会で子どもの貧困問題について講演をさせていただきましたが、浄土真宗本願寺派では、「貧困の克服」という宗門統一の目標を掲げ、こうした研修会や取り組みを始めておられます。

私の方からは、破産や離婚、成年後見などの弁護士業務から見える実態、広島弁護士会の各委員会活動（生存権擁護委員会の駅地下広場相談会や生活保護無料電話相談、自死ハイリスク者弁護士派遣制度、更生保護 PT）から見える実態、当法人のシェルター運営やほっとサロン等ボランティア活動から見える実態の順に、身近にある貧困問題について、私の経験や感じた思いについてお話をさせていただきました。

過疎地での支援の難しさ

参加者からは、過疎地で困窮した生活をされている地域の方々に声かけをしても「大丈夫です。」と答えられるそうで、なかなか支援に結びつけにくいという悩みの意見も出されました。顔見知りの身近な立場から呼びかけをしていただく重要性の反面、身近な人には見苦しいところを見せたくないという世間体からくる難しさがあると思われます。

また、9月12日には、生協理事会主催「いっせい訪問行動スタート集会」で「コロナ禍にて、社会的孤立が進む地域の実態とこれからの暮らし」と題して講演をおこないました。

おせっかい支援の重要性

この集会でも、広島別院でお話したような内容について話をさせていただきましたが、私の様々な業務も相談会もほとんどすべて、法律事務所待っていて相談を聞くというのではなく、困っている人の自宅や病院、通りがかりの人が多い駅地下広場に出向いて行って、相談活動をするという、いわば「アウトリーチ」型の業務ですので、アンテナを張って共感力と想像力で傾聴し、おせっかいで支援につなげるという意味では、「出かける、つながる、安心を結ぶ」という生協の一斉訪問行動の重要性をより一層感じていただけたのではと思います。

今後も、必要な人に必要な支援が行き届くよう、さまざまな団体との顔をつなぎ、連携を進めていきたいと思っています。



第10回定期総会を開催しました

6月7日、広島弁護士会館において総会を開催しました。依然コロナ禍にあり出席はお控えくださいと呼びかける中、出席者12人、委任状出席者89人での開催となり、最小限の人数での総会は、今が異常事態であることを実感するものとなりました。

設立時以降、監事をしていただいていた中井竜弁護士が退任されることになり、坂本慶太弁護士が新たな監事として選任されました。

活動報告では、コロナ禍の中も、住まいを失った方からのシェルター利用希望は絶えることがなく、いわゆる「エッセンシャルワーカー」であるシェルターのスタッフの大変さを報告しました。

反貧困ネットワーク広島シェルター利用状況
2009年5月から2020年8月末まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	18	27
20代	128	58	186
30代	241	58	299
40代	291	77	368
50代	240	50	290
60代	157	35	192
70代	73	20	93
80代	8	5	13
不明	16	27	43
合計	1163	348	1511

単身 1396名 夫婦 38名 親子 74名 その他 3名

意見交換の時間には、今後のほっとサロンの再開時期や再開にあたっての感染予防対策などについて意見を交わしました。

尾藤廣喜弁護士による学習集会 「生活保護の現状と課題」 まず一步を地方から

7月19日、広島弁護士会館で「反貧困ネットワーク広島」と「広島生活保護裁判を支援する会」の共催で学習会が行われました。講師は尾藤廣喜弁護士。コロナ感染予防のため、窓は開放、机は一人かけと密を避ける工夫をし、90人が熱心に学習しました。

尾藤弁護士は最初に生活保護の状況、世界との比較、格差と貧困化、高齢者の貧困など詳しく説明され「生活保護制度の充実が今こそ必要である。しかし安倍政権はバッシングを梃に生活保護制度の改悪を続け、憲法25条に基づく制度とは到底言えず逆行している」と指摘しました。

6月25日の名古屋地裁判決については「生活保護の削減を内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもので、厚労大臣がこれらの事情を考慮できることは明らかである」と安倍政権に追随する内容で、異常な判決と言わざるを得ないと痛烈に批判しました。

こんな判決に負けないで、小田原市や滋賀県野洲市のように、地方でできることから生活保護制度を国民のためになる制度に変えていく力をつけよう。「一人の1000歩より1000人の一步を」と私たちに明るい展望を提起されました。



ほっとサロン3ヶ月ぶりの開催 「待ってた！」の声



7月10日、コロナの感染防止のために開催が中止されていた、ほっとサロンが3ヶ月ぶりに開催されました。

久しぶりに開催されたサロンには、大雨注意報が出される最悪の天候にもかかわらず、待ちわびていたメンバー13人がつどい再会を喜び合いました。中にはタクシーで駆けつけたという人もいました。

会場は近くの公共施設の調理室で、定員の半分という制限もありましたが、予約制で楽しく交流ができたと喜んでいました。話題の中心は10万円の特別給付金でした。

コロナなんでも電話相談会

相談数は減少も、内容は深刻に

コロナ電話相談第1弾（4月18、19日）は全国で5009件、広島で216件と相談が殺到しましたが、6月6日の第2弾の電話相談会は相談が少なく、当NPOで受けた相談は10件でした。

同時開催された広島県労連の相談件数は14件、広島全体では24件（コール数は92件）でした。

全国的には、コール数は3215件、実際につながった件数は1484件（46.2%）だったそうで、テレビを見た方が同時に電話をかけ、回線いっぱいになり、つながらなかったようです。

また、10万の特別給付が始まったり、様々な機関が相談窓口を設置し始めたことも相談が減った背景事情としてありそうです。

相談内容としては、

・4月27日以降に広島市に住民票を移したので給付金申請書が届かない。



・退職して就職活動をしていたが休校のため家で子どもを見ないといけないので就職できず収入がない。

・給付金は申請したがその他に何らかの貸付や給付が受けられるか教えてほしい。

・飲食業でパートを週6日勤務していたが、出勤日数を減らされ、パート給与が半分位になったため休業手当を支給してほしい。

・契約社員の仕事を失うと同時に社宅を出て住居も失った、ダブルワークで飲食店とコンビニで働いていたが長期で休んでくれと言われた。

・国保請求が7月にくるが免除してもらえないか。

といった悲痛な相談が寄せられました。

春のコロナ禍に暖かい贈り物

自治労広島県本部から、カンパ366,786円マスクの寄付1,703枚寄付をいただきました。

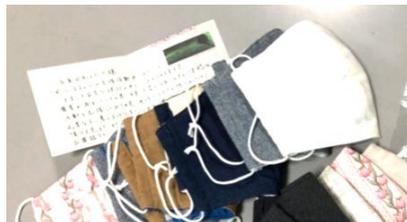
また、広教組や個人の方からもマスクを寄付いただきました。ありがとうございました。

会員さんからは手作りマスクをいただきました。今でこそ普通に買えるマスクですが、当時は超貴重品で、たいへん助かりました。



感染対策もぬかりなく

手作りマスクと暖かいお手紙



手作りマスクに、カンパも

自治労広島県本部からマスクとカンパをいただきました



緊急事態宣言下においても、シェルター利用を希望する方や利用中の方が大手町事務所を利用されたため、空気清浄機、入口ビニール、非接触体温計、消毒液設置などできうる限りの感染対策を行っています。

9月の「暮らしとこころの相談会」の報告

コロナ対策と相談増で対応に苦慮

3月と6月の相談会が中止になり、昨年12月以降9ヶ月ぶりの開催となりました。9月8日、9日の2日間で以下のとおり141件もの相談が寄せられました。

相談の内容も依然として深刻で、生活保護を受けている人がケースワーカーに資産申告をさせられ、預金通帳を見せたところ、残高が多すぎると言われて今年の8月から今年3月まで保護を停止された。将来が不安で、生活を節約しながらコツコツためたものを全部失ったという人や、1ヶ月ほど路上生活をしており、それまではネットカフェを利用しており、現在の手持ち金15円という人もいました。

この度の相談会は、コロナウイルス感染防止を徹底しての相談会で、規模も縮小してほしいとの会場側からの要請で相談ブースも弁護士用として3室にするなどしましたが、初日から受付に長い列が出来る有様で、二日目は急きょ増やす体制をとったりして苦勞しました。待ち時間が2時間以上と聞いて諦めて帰る人も多数見受けられ、心の痛む思いでした。

今回の相談会においてシェルターを数室空けていましたが、一気に満室となり、その日に空いた部屋にすぐ入室といった事になりました。深刻さは少しも変わっていないことを実感しました。

コロナ問題もあり、初めての対応に苦慮しながらでしたが皆さんのご協力により無事終わりました。

今回は広島弁護士会の主催でしたが、多くの方の力で一気に設営・撤去する様子を見て、弁護士会の人たちも感心していました。足立修一弁護士会長のあいさつでも、私たち(当NPOやほととサロンの関係者)の協力を心強いと評価いただきました。

相談	8日	9日	2日間合計
面談	58	56	114
電話	12	15	27
合計	70	71	141

相談内容	2日間合計
相続	21
借金	21
離婚(男女関係 離婚後の紛争含む)	18
労働	9
生活苦	8
生活保護	7
こころの相談	7
損害賠償	6
医療・介護	6
賃貸借	6
消費者問題	6
民事	6
住まい	5
年金	4
後見	4
近隣トラブル	4
賃金	3
人間関係	2
税金	2

今後のまちかど相談会の予定

- ・2020年12月8日(火)・9日(水) 年末年越し相談会(反貧困ネットワーク広島主催)
- ・2021年3月23日(火)・24日(水) 暮らしと心の相談会(弁護士会主催)
- ・2021年6月8日(火)・9日(水) まちかど相談会(反貧困ネットワーク広島主催)
- ・2021年9月7日(火)・8日(水) 暮らしと心の相談会(弁護士会主催)

お問い合わせ・寄付の受付など

NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島1-4-15 NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200

大手町事務所 平日10:00~17:00
電話 082-545-7709 相談専用電話 090-4890-1579

会費・寄付振込先

- 正会員(個人)年会費2,000円
- 正会員(団体)年会費5,000円
- 賛助会員(個人)年会費5,000円
- 賛助会員(団体)年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

